様式例－評4　評議員会決議(報告)の省略　提案書・同意書

　（評議員会の提案書兼通知書）

〇年〇月〇日

社会福祉法人〇〇〇

　　各評議員　様

　　社会福祉法人〇〇〇

理事長　〇〇〇〇

提案書 兼 通知書

社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条の規定（評議員会の決議の省略）に基づき、評議員会を開催することなく、提案事項につき決議の省略を行いたいと存じます。

また、併せて、社会福祉法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第195条の規定（評議員会への報告の省略）に基づき、評議員会を開催することなく、報告事項につき報告の省略を行いたいと存じます。

つきましては、下記の提案事項及び報告事項の報告を要しないことに同意いただける場合は、別添の同意書に記名押印の上、〇年〇月〇日までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

なお、当該提案事項及び報告事項については、評議員全員（特別の利害関係を有する者を除く）が同意の意思表示をした場合は、評議員会における決議及び報告があったものとみなされます。

記

1　提案事項（別添議案書のとおり）

第1号議案　〇〇年度決算承認（計算書類・財産目録の承認）の件

〇〇年度決算報告書（計算書類・財産目録）について承認を求めるもの。

第2号議案　定款変更の件

〇〇園の拡張のために取得した土地を定款の基本財産に追加するため定款変更を行うもの。

2　報告事項（別添報告書のとおり）

報告第1号　〇〇年度事業報告の件

　　　〇〇年度事業報告について報告を行うもの。

［法人事務局連絡先］

【注意】

・本様式例は、会社法の例等を参考に、決議の省略に必要な「提案書」と報告の省略に必要な「通知書」を兼ねる様式となっています。

・「通知書」に関する部分は、黄色マーカー表示となっています。報告事項がない場合は、マーカー部分を削除してください。

　　社会福祉法人〇〇会法人本部（担当　〇〇）

住　所 〒〇〇〇－〇〇〇〇

　　　　〇〇区〇〇町〇〇番地

電　話 〇〇〇－〇〇〇〇

ＦＡＸ　〇〇〇－〇〇〇〇

メール　〇〇＠〇〇〇.com

【様式例に関する補足】

・理事会の例に同じく、「決議の省略」と「報告の省略」については、厳密には法上の根拠条文が違うため、本来は別々に処理することになりますが、本様式例については、実務上の観点から、それぞれを併用する場合を想定して作成しています。（それぞれの手続きを、別々の書式で作成することも可能です。）

（決議の省略の要件）

・評議員会の決議の省略を行うためには、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をする必要があります。

※決議の省略であっても、評議員会の議題事項については、通常の場合と同じく、理事会で定める必要があります。

（報告の省略の要件）

・報告の省略を行うためには、評議員全員に対して報告すべき事項を通知した上で、報告を要しないことにつき全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をする必要があります。

（定時評議員会関係）

・「決議の省略」と「報告の省略」は、定時評議員会についても適用は可能ですが、評議員会の形骸化を招くおそれがあるため、災害等やむを得ない場合以外はあまり望ましくありません。

・定時評議員会の決議の省略における計算書類等の備置きの期間は、**当該提案を行った日から5年間**となります。（法45条の32①）

・定時評議員会の決議の省略については、その議題すべてにおいて、決議があったものとみなされない限り、定時評議員会の終結とはなりません。

・定時評議員会で決議の省略を行う場合、定時評議員会での決算の「事業報告」は、「報告」の扱いであるため、厳密には、「決議の省略」と合わせて「報告の省略」も行うことになります。（会計監査人設置法人の場合は計算書類等も報告対象となることがあります。）

　（評議員会の同意書）

社会福祉法人〇〇会

理事長　殿

同意書

私は、〇年〇月〇日付で提案のありました下記の評議員会の決議の省略に関する提案事項について同意します。同じく、同日付で報告のありました下記の評議員会への報告事項に関する報告の省略について同意します。

記

1　提案事項（別添議案書のとおり）

第1号議案　〇〇年度決算承認（計算書類・財産目録の承認）の件

〇〇年度決算報告書（計算書類・財産目録）について承認を求めるもの。

第2号議案　定款変更の件

〇〇園の拡張のために取得した土地を定款の基本財産に追加するため定款変更を行うもの。

2　報告事項（別添報告書のとおり）

報告第1号　〇〇年度事業報告の件

〇〇年度事業報告について報告を行うもの。

3　特別の利害関係の確認

当該提案事項につき、特別の利害関係（利益相反取引等）に該当する場合は、該当内容について以下の欄に記載してください（該当がない場合は記載不要です。）。

|  |
| --- |
| 該当する議案と利害関係の内容 |
|  |

　以上

　　　　年　　月　　日

評議員　　　　　　　　　　　　　印

【様式例に関する補足】

・評議員会は、理事会と違い「報告の省略」に関する同意も必要であるため、本様式例は、「決議の省略」に及び「報告の省略」の両方の同意書を兼ねる様式となっています。

・「報告の省略」に関する部分は、黄色マーカー表示となっています。報告事項がない場合は、マーカー部分を削除してください。

・理事会の決議に特別の利害関係を有する「評議員」は対象外となるため、該当の有無を確認しています。

・議案別に同意・確認をとらず、一括承認とするのが一般的です。